

承第 5 号

専決処分の承認について（下呂市国民健康保険税条例の一部
を改正する条例）

別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和 7 年 9 月 2 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

令和 7 年度分国民健康保険税の税率及び税額を改めることに伴い、下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について専決処分したので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるもの。

専第 14 号

専決処分書（下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり専決処分する。

令和 7 年 7 月 1 日

下呂市長 山 内 登

下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

下呂市国民健康保険税条例（平成16年下呂市条例第103号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額） 第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 （1） 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。）以外の世帯 <u>20,000円</u> （2） 特定世帯<u>10,000円</u> （3） 特定継続世帯<u>15,000円</u>	（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額） 第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 （1） 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。）以外の世帯 <u>19,900円</u> （2） 特定世帯<u>9,950円</u> （3） 特定継続世帯<u>14,925円</u>

改正後	改正前
(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額) 第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) (略) (2) 特定世帯<u>4,000円</u> (3) 特定継続世帯<u>6,000円</u>	(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額) 第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) (略) (2) 特定世帯<u>3,750円</u> (3) 特定継続世帯<u>5,625円</u>
(国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。 (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得につ	(国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。 (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得につ

改正後	改正前
いて同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者 ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>18,970円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯<u>14,000円</u> （イ） 特定世帯<u>7,000円</u>	いて同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者 ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>18,550円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯<u>13,930円</u> （イ） 特定世帯<u>6,965円</u>

改正後	改正前
(ウ) 特定継続世帯<u>10,500円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について<u>6,300円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯<u>5,600円</u> (イ) 特定世帯<u>2,800円</u> (ウ) 特定継続世帯<u>4,200円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について<u>6,790円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について<u>4,340円</u> (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯	(ウ) 特定継続世帯<u>10,448円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について<u>6,230円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯<u>5,250円</u> (イ) 特定世帯<u>2,625円</u> (ウ) 特定継続世帯<u>3,938円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>6,650円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>4,060円</u> (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯

改 正 後	改 正 前
に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について<u>13,550円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯<u>10,000円</u> （イ） 特定世帯<u>5,000円</u> （ウ） 特定継続世帯<u>7,500円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について<u>4,500円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯<u>4,000円</u> （イ） 特定世帯<u>2,000円</u> （ウ） 特定継続世帯<u>3,000円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について<u>4,850円</u>	に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について<u>13,250円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯<u>9,950円</u> （イ） 特定世帯<u>4,975円</u> （ウ） 特定継続世帯<u>7,463円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について<u>4,450円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯<u>3,750円</u> （イ） 特定世帯<u>1,875円</u> （ウ） 特定継続世帯<u>2,813円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について <u>4,750円</u>

改正後	改正前
カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について<u>3,100円</u> (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当するものを除く。) ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について<u>5,420円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯<u>4,000円</u> (イ) 特定世帯<u>2,000円</u> (ウ) 特定継続世帯<u>3,000円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について<u>1,800円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期	カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について<u>2,900円</u> (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当するものを除く。) ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について<u>5,300円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯<u>3,980円</u> (イ) 特定世帯<u>1,990円</u> (ウ) 特定継続世帯<u>2,985円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について<u>1,780円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期

改正後	改正前
高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯<u>1,600円</u> (イ) 特定世帯<u>800円</u> (ウ) 特定継続世帯<u>1,200円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について<u>1,940円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について<u>1,240円</u> 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額 ア 前項第1号アに規定する金額を減額	高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯<u>1,500円</u> (イ) 特定世帯<u>750円</u> (ウ) 特定継続世帯<u>1,125円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>1,900円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,160円</u> 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額 ア 前項第1号アに規定する金額を減額

改正後	改正前
した世帯<u>4,065円</u> イ 前項第2号アに規定する金額を減額 した世帯<u>6,775円</u> ウ 前項第3号アに規定する金額を減額 した世帯<u>10,840円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世 帯<u>13,550円</u> (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期 高齢者支援金等課税額の被保険者均等割 額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞ れ未就学児1人について次に定める額 ア 前項第1号ウに規定する金額を減額 した世帯<u>1,350円</u> イ 前項第2号ウに規定する金額を減額 した世帯<u>2,250円</u> ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額 した世帯<u>3,600円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世 帯<u>4,500円</u> 3 (略)	した世帯<u>3,975円</u> イ 前項第2号アに規定する金額を減額 した世帯<u>6,625円</u> ウ 前項第3号アに規定する金額を減額 した世帯<u>10,600円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世 帯<u>13,250円</u> (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期 高齢者支援金等課税額の被保険者均等割 額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞ れ未就学児1人について次に定める額 ア 前項第1号ウに規定する金額を減額 した世帯<u>1,335円</u> イ 前項第2号ウに規定する金額を減額 した世帯<u>2,225円</u> ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額 した世帯<u>3,560円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世 帯<u>4,450円</u> 3 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年7月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の下呂市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

令和7年度分国民健康保険税の税額を改めるため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 医療給付費分の平等割の額を下記のとおり変更します。

＜医療給付費分＞

区分	令和7年度（A）	令和6年度（B）	増減（A）－（B）
平等割	20,000 円	19,900 円	100 円
平等割（特定世帯）	10,000 円	9,950 円	50 円
平等割（特定継続世帯）	15,000 円	14,925 円	75 円

（第5条の2関係）

(2) 後期高齢者支援金分の特定世帯及び特定継続世帯の平等割の額を下記のとおり変更します。

＜後期高齢者支援金分＞

区分	令和7年度（A）	令和6年度（B）	増減（A）－（B）
平等割（特定世帯）	4,000 円	3,750 円	250 円
平等割（特定継続世帯）	6,000 円	5,625 円	375 円

（第7条の3関係）

(3) 7割軽減の減税額を下記のとおり変更します。（世帯所得が43万円を超えない世帯）

区分	対象項目		令和7年度 （A）	令和6年度 （B）	増減 （A）－（B）
均等割	医療給付費分		18,970 円	18,550 円	420 円
	後期高齢者支援金分		6,300 円	6,230 円	70 円
	介護納付金分		6,790 円	6,650 円	140 円
平等割	医療 給付費分	特定世帯及び特定継続 世帯以外の世帯	14,000 円	13,930 円	70 円
		特定世帯	7,000 円	6,965 円	35 円
		特定継続世帯	10,500 円	10,448 円	52 円
	後期高齢者 支援金分	特定世帯及び特定継続 世帯以外の世帯	5,600 円	5,250 円	350 円
		特定世帯	2,800 円	2,625 円	175 円
		特定継続世帯	4,200 円	3,938 円	262 円
	介護納付金分		4,340 円	4,060 円	280 円

（第23条第1項第1号関係）

- (4) 5割軽減の減税額を下記のとおり変更します。(世帯所得が〔43万円＋(30.5万円×被保険者数及び特定同一世帯所属者数)〕を超えない世帯)

区分	対象項目		令和7年度 (A)	令和6年度 (B)	増減 (A)－(B)
均等割	医療給付費分		13,550円	13,250円	300円
	後期高齢者支援金分		4,500円	4,450円	50円
	介護納付金分		4,850円	4,750円	100円
平等割	医療 給付費分	特定世帯及び特定継続 世帯以外の世帯	10,000円	9,950円	50円
		特定世帯	5,000円	4,975円	25円
		特定継続世帯	7,500円	7,463円	37円
	後期高齢者 支援金分	特定世帯及び特定継続 世帯以外の世帯	4,000円	3,750円	250円
		特定世帯	2,000円	1,875円	125円
		特定継続世帯	3,000円	2,813円	187円
	介護納付金分		3,100円	2,900円	200円

(第23条第1項第2号関係)

- (5) 2割軽減の減税額を下記のとおり変更します。(世帯所得が〔43万円＋(56万円×被保険者数及び特定同一世帯所属者数)〕を超えない世帯)

区分	対象項目		令和7年度 (A)	令和6年度 (B)	増減 (A)－(B)
均等割	医療給付費分		5,420円	5,300円	120円
	後期高齢者支援金分		1,800円	1,780円	20円
	介護納付金分		1,940円	1,900円	40円
平等割	医療 給付費分	特定世帯及び特定継続 世帯以外の世帯	4,000円	3,980円	20円
		特定世帯	2,000円	1,990円	10円
		特定継続世帯	3,000円	2,985円	15円
	後期高齢者 支援金分	特定世帯及び特定継続 世帯以外の世帯	1,600円	1,500円	100円
		特定世帯	800円	750円	50円
		特定継続世帯	1,200円	1,125円	75円
	介護納付金分		1,240円	1,160円	80円

(第23条第1項第3号関係)

- (6) 未就学児につき算定した均等割額を下記のとおり変更します。

区分	対象項目	令和7年度 (A)	令和6年度 (B)	増減 (A)－(B)
----	------	--------------	--------------	---------------

医療給付費 分均等割	7 割軽減	4,065 円	3,975 円	90 円
	5 割軽減	6,775 円	6,625 円	150 円
	2 割軽減	10,840 円	10,600 円	240 円
	上記以外の世帯	13,550 円	13,250 円	300 円
後期高齢者 支援金分均 等割	7 割軽減	1,350 円	1,335 円	15 円
	5 割軽減	2,250 円	2,225 円	25 円
	2 割軽減	3,600 円	3,560 円	40 円
	上記以外の世帯	4,500 円	4,450 円	50 円

(第 23 条第 2 項関係)

(7) この条例は、令和 7 年 7 月 1 日から施行します。

(附則第 1 項関係)

(8) 改正後の下呂市国民健康保険税条例の規定は、令和 7 年度分の国民健康保険税について適用し、令和 6 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとします。

(附則第 2 項関係)